



2025年12月17日

各 位

会 社 名 新 日 本 製 薬 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 CEO 後藤 孝洋
(コード番号: 4931 東証プライム)
問合せ先 専務取締役 COO 福原 光佳
(TEL. 092-720-5800)

従業員に対する株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年12月17日開催の取締役会において、当社の従業員に対して、退職慰労型株式報酬（譲渡制限付株式報酬）としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分（I）」という。）及び業績連動型株式報酬（譲渡制限付株式報酬）としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分（II）」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要について

(1) 退職慰労型株式報酬としての自己株式の処分（本自己株式処分（I））

① 処分期日	2026年1月30日
② 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 3,155 株
③ 処分価額	1株につき 1,992 円
④ 処分価額の総額	6,284,760 円
⑤ 出資の履行方法	金銭債権の現物出資による
⑥ 株式の割当ての対象者及びその人数	当社従業員 31 名 3,155 株
ならびに割り当てる株式の数	

(2) 業績連動型株式報酬としての自己株式の処分（本自己株式処分（II））

① 処分期日	2026年1月30日
② 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 9,891 株
③ 処分価額	1株につき 1,992 円
④ 処分価額の総額	19,702,872 円
⑤ 出資の履行方法	金銭債権の現物出資による
⑥ 株式の割当ての対象者及びその人数	当社従業員 28 名 9,891 株
ならびに割り当てる株式の数	

2. 処分の目的及び理由について

当社は、2025年8月26日開催の取締役会において、当社の上席執行役員及び課長級（専門職等級も含む）以上の従業員（以下、個別に、または総称して「対象従業員等」という。）に対して、人財資本経営の一環として、企業価値の持続的な向上及び中期経営計画の目標達成に向けたインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を推進することを目的に、退職報酬制度として譲渡制限付普通株式を交付する退職慰労型リストリクテッド・ストック制度（以下、「退職慰労型 RS 制度」という。）及び業績連動型株式報酬制度として譲渡制限付普通株式を交付する業績連動型リストリクテッド・ストック制度（以下、「業績連動型 RS 制度」という。）をそれぞれ導入することを決議いたしました。

たしました。

退職慰労型 RS 制度及び業績連動型 RS 制度においては、いずれも対象従業員等は金銭債権を現物出資の方法により当社に払込み、当社が新株式を発行または自己株式を処分することにより当社普通株式を引き受けことになります。

なお、退職慰労型 RS 制度及び業績連動型 RS 制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

3. 各 RS 制度の概要について

(1) 退職慰労型 RS 制度

退職慰労型 RS 制度は、対象従業員等の役位及び在籍期間に応じて決定される年額退職慰労金額に相当する数の当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）を交付する制度であり、当社と対象従業員等との間で締結される割当契約において具体的な支給額や条件について合意いたします。

① 謙渡制限期間

2026 年 1 月 30 日～2076 年 1 月 30 日

② 無償取得

対象従業員等が、謙渡制限期間中に正当な理由によらず退任・退職した場合、または法令もしくは当社の内部規程違反等の一定の非違行為があったこと等、株式報酬制度としての趣旨を保持するために必要な無償取得事由（当社取締役会において定める）に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得することといたします。

③ 謙渡制限の解除

対象従業員等が謙渡制限期間中、継続して当社または当社の子会社の取締役、執行役、従業員等の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、謙渡制限期間が満了した時点をもって謙渡制限を解除いたします。

ただし、上記②の定めにかかわらず、当社は対象従業員等が、謙渡制限期間中に正当な理由により退任・退職した場合には、謙渡制限期間の開始日より謙渡制限期間の開始日の属する事業年度末日までの期間（以下、「本対象業務提供期間」という。）、継続して、当社または当社の子会社の取締役、執行役、従業員等の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について当該退任・退職の時点をもって謙渡制限を解除いたします。また、対象従業員等が、上記②に定める無償取得事由に該当することなく、本対象業務提供期間が満了する前に正当な理由により退任・退職した場合には、謙渡制限を解除する本割当株式の数、及び謙渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものといたします。

④ 残余株式の無償取得

当社は、謙渡制限期間が満了した時点において、上記③の定めに基づき、謙渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。

⑤ 組織再編の場合の処理

組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社の取締役会の決議により、謙渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて、合理的に定める一部の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち謙渡制限を解除いたします。

この場合、当社は、謙渡制限が解除された直後の時点においてなお謙渡制限が解除されていない本割当株式を、当然に無償で取得いたします。

(2) 業績連動型 RS 制度

業績連動型 RS 制度は、取締役会があらかじめ定める 3 事業年度の各事業年度（以下、「各業績評価期間」という。）における業績目標の達成度合いに応じて、各業績評価期間終了後に業績連動型 RS を付与するために、交付時株式数（注 1）に交付時株価（注 2）を乗じた金額を金銭債権額として算出し、当該金銭債権を現物出資として払込みする方法により当社が発行または処分して謙渡制

限を付した当社普通株式を交付する制度です。当社と対象従業員等との間で締結される割当契約において具体的な支給額や条件について合意いたします。

(注1)「交付時株式数」とは、対象従業員等の役位に応じて決定される株式数に、各業績評価期間の業績目標の達成度合いに応じた支給率を乗じて算出される株式数です。

(注2)「交付時株価」とは、その発行または処分に係る当社の取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎とします。

対象従業員等が譲渡制限期間中、継続して当社または当社の子会社の取締役、執行役、従業員等の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

ただし、当社は対象従業員等が、正当な理由により退任・退職した場合には、譲渡制限期間の開始日より3年間継続して、当社または当社の子会社の取締役、執行役、従業員等の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について当該退任・退職の時点をもって譲渡制限を解除いたします。

上記「譲渡制限の解除」以外の「譲渡制限期間」「無償取得」「残余株式の無償取得」及び「組織再編の場合の処理」については、退職慰労型RS制度と同様とします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容について

本自己株式処分（I）及び本自己株式処分（II）は、それぞれ退職慰労型RS制度及び業績連動型RS制度に基づく自己株式処分として行われるもので、そのため、処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年12月16日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,992円としております。これは、本自己株式処分（I）及び本自己株式処分（II）に係る取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的でかつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以上